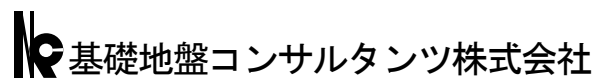


騒音・振動・大気汚染・特定悪臭物質に関する
日 本 の 基 準
(第2版)



基礎地盤コンサルタンツ株式会社

本社 〒136-8577 東京都江東区亀戸一丁目5番7号
錦糸町プライムタワー12階

TEL : 03-6861-8843(環境事業部), FAX: 03-6861-8894

ホームページアドレス: <http://www.kiso.co.jp/>

ジオエンジニアリングセンター TEL: 043-250-5228

北海道支社 TEL: 011-822-4171

東北支社 TEL: 022-291-4191 関東支社 TEL: 03-5632-6800 中部支社 TEL: 052-589-1051

関西支社 TEL: 06-6536-1591 中国支社 TEL: 082-238-7227 九州支社 TEL: 092-831-2511

騒音に係る環境基準について（平成24年3月30日 環告54）

地域の区分	基準値		備考
	昼間	夜間	
療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下	地域区分は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する。時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。・騒音の測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。・騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。
専ら住居の用に供される地域と主として住居の用に供される地域	55デシベル以下	45デシベル以下	
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60デシベル以下	50デシベル以下	
療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例の地域としての基準値のとおりとする。
主として住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域のうち2車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
特例の地域	70デシベル以下	65デシベル以下	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（平成12年 環告78）

地域の区分	基準値	備考
主として住居の用に供される地域	70デシベル以下	午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。(1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。(2) 測定は、屋外において原則として地上1.2メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。(3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
商工業の用に供される地域等、主として住居の用に供される地域以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下	

航空機騒音に係る環境基準について（平成19年 環告114）

地域の区分	基準値	備考
専ら住居の用に供される地域	57デシベル以下	測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル(LAE)を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731に従うものとする。(2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。(3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。
専ら住居の用に供される地域以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62デシベル以下	

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準について（平成12年 環告16）

項目		規制基準	備考
騒音の大きさ		特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと	一号区域：法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）第4条に規定する市の長が指定した区域 イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。 ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。 ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること ニ 学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和 23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人 ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内であること。 二号区域：法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、前号に掲げる区域以外の区域 特定建設作業の種類(1) くい打機(けんもんを除く)、くい抜機又は、くい打くい抜機(圧入式くい打機くい抜機を除く)を使用する作業(2) びょう打機を使用する作業 (3) さく岩機を使用する作業（一日における当該作業にかかわる二地点間の最大距離が50メートルをこえない）(4) 空気圧縮機(原動機の定格出力が15kW以上のもの)を使用する作業 (5) コンクリートプラント(混練容量が0.45立方メートル以上のもの)又はアスファルトプラント(混練容量が200kg以上のもの)を設けて行う作業 (6) トラクターショベル(原動機の定格出力70kW以上)バックホウ(原動機の定格出力80kW以上)ブルドーザー(原動機の定格出力40kW以上)を用いた作業
作業ができない時間	一号区内	午後7時～午前7時(12時間)	
	二号区内	午後10時～午前6時(8時間)	
一日の作業時間	一号区内	10時間以内	
	二号区内	14時間以内	
同一場所における作業時間		連続して6日以内	
日曜・休日における作業		禁止	

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(平成18年 環告132)

時間の区分/区域の区分	昼間	朝・夕	夜間	備考
第一種区域	45デシベル以上	40デシベル以上	40デシベル以上	・昼間とは、午前7時または8時から午後6時または7時8時までとし、朝とは、午前5時または6時から午前7時または8時までとし、夕とは、午後6時、7時または8時までとし、夜間とは、午後9時、10時または11時から翌日の午前5時または6時までとする。 ・周波数補正回路はA特性を、動特性はFASTを用いることとする。 ・騒音系の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。 ・指示値が周期的、完結的に変動し、その最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの最大値の平均値とする。 ・指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。 ・指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。
良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	
第二種区域	50デシベル以上	45デシベル以上	40デシベル以上	
住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下	
第三種区域	60デシベル以上	55デシベル以上	50デシベル以上	
住居にあわせて、商工業に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下	
第四種区域	65デシベル以上	60デシベル以上	55デシベル以上	
主として工業用に供されており、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下	

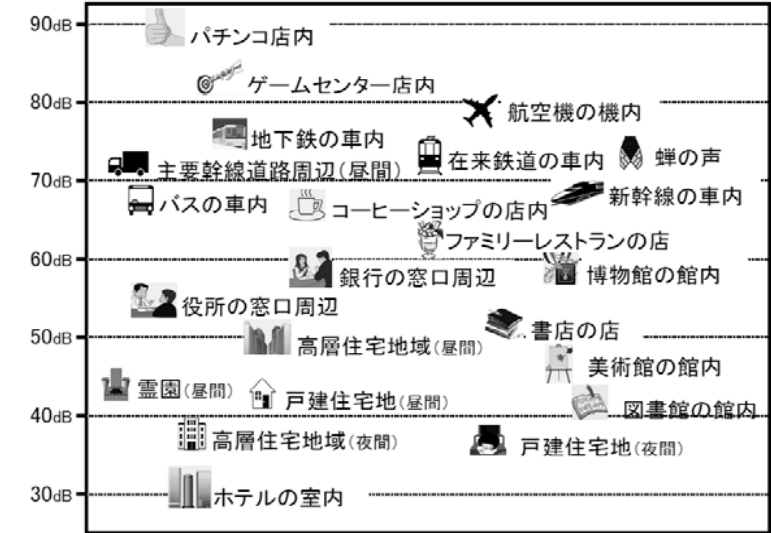


図1 騒音の目安(都心・近郊用)
(出典「全国環境研協議会 騒音小委員会」)

振動の規制に関する基準

H26/06作成,H27/04改訂
基礎地盤コンサルタンツ(株)環境事業部編集

特定建設作業の規制に関する基準

項目		規制基準
振動の大きさ		特定建設作業の場所の敷地の境界線において、 75デシベルを超える大きさのものでないこと
作業ができない時間	第一種区内	午後7時～午前7時(12時間)
	第二種区内	午後10時～午前6時(8時間)
一日の作業時間	第一種区内	10時間以内
	第二種区内	14時間以内
同一場所における作業期間		連続して6日以内
日曜・その他休日における作業		禁止
備考	(1) 作業ができない時間であっても、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。 イ、ロ、ハ、ニ、ホ (2) 一日の作業時間を超える場合であっても次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。 イ、ロ (3) 同一場所における作業期間を超える場合であっても次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。 イ、ロ (4) 日曜・その他休日における作業であっても次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。 イ、ロ、ハ、ヘ、ト、チ イ. 災害その他非常の事態の発生によりを緊急を要する場合 ロ. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要がある場合、 ハ. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において設作業を行う必要がある場合 ニ. 道路法第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において夜間作業を行うべきことと同意された場合 ホ. 道路交通法第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において夜間作業を行うべきことと同意された場合 ヘ. 電気事業法施行規則第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事で、作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、作業者の生命又は身体に対する安全が確保できない作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合 ト. 道路法第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合 チ. 道路交通法第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合	

道路に係る振動の基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
第一種区域		65デシベル	60デシベル
第二種区域		70デシベル	65デシベル
備考	・第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ・第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において都道府県知事(市の区域内の区域に係る時間については、市長。)が定めた時間をいう。 ・昼間 午前5時～8時、午後7時～10時まで ・夜間 午後7時～10時、翌日の午前5時～8時まで		

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

振動規制法第四条第一項に規定する時間の区分及び区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。ただし、幼稚園、学校、保育所、病院、診療所、図書館(学校に付属しているものは除く)、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、都道府県知事又は振動規制法施行令第五条に規定する市の長が規制基準として同表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値以下当該値から5デシベルを減じた値以上とすることができる。			
区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
第一種区域		60デシベル以上65デシベル以下	55デシベル以上60デシベル以下
第二種区域		65デシベル以上70デシベル以下	60デシベル以上65デシベル以下
備考	第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内 ・昼間 午前5時～8時、午後7時～10時まで ・夜間 午後7時～10時、翌日の午前5時～8時まで		

振動の測定方法

指示値の差	補正值	測定方法
3デシベル	3デシベル	(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所ハ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所 (2) 暗振動の影響の補正は、左の表のとおりとする。測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デジベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から表に掲げる指示値の差ごとに、同表の補正值を減ずるものとする。 ・振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向についておこなうものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
4デシベル	2デシベル	
5デシベル		
6デシベル		
7デシベル	1デシベル	
8デシベル		・振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。・振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる一日について、昼間及び夜間の区分ごとに一時間当たり一回以上の測定を四時間以上行うものとする。 ・振動レベルの決定は、次のとおりとする。・測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。・測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。・測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。
9デシベル		

大気汚染に係る環境基準

H26/06作成,H27/04改訂
基礎地盤コンサルタンツ(株)環境事業部編集

大気汚染に係る環境基準

物質	化学記号	環境上の条件(設定年月日等)
二酸化硫黄	SO ₂	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)
一酸化炭素	CO	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)
浮遊粒子物質	SPM	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)
二酸化窒素	NO ₂	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)
光化学オキシダント	Ox	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)
備考	1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。3.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。4.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	化学記号	環境上の条件(設定年月日等)
ベンゼン	C ₆ H ₆	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)
トリクロロエチレン	CHCl=CCl ₂	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)
テトラクロロエチレン	CCl ₂ =CCl ₂	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)
ジクロロメタン	CH ₂ Cl ₂	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)
備考	1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。2.ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)	
微粒子状物質	PM2.5	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)
備考	1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。2.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27告示)
備考	1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。2.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

大気汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)
--------------------------------	--

都道府県知事は住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める地域を指定する。
悪臭規制は、機器分析法か嗅覚測定法かどちらかによってなされる。

敷地境界線の規制基準(1号基準)

事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。							
臭気強度	内容			備考	6段階に分け0から5までの数値で表示したものを6段階臭気強度表示法といい、敷地境界線の規制基準の範囲は、この臭気強度の考え方を基にして定められている。具体的には、規制基準は臭気強度2. 5から3. 5に相当する特定悪臭物質の濃度や臭気指数としている。		
0	無臭						
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)						
2	何のにおいかかわかる弱いにおい(認識閾値濃度)						
(2.5)	(2と3の中間)						
3	楽に感知できるにおい						
(3.5)	(3と4の中間)						
4	強いにおい						
5	強烈なにおい						
特定悪臭物質(22物質)の濃度 (大気中における含有率)							
特定悪臭物質	臭気強度			特定悪臭物質	臭気強度		
	2.5	3	3.5		2.5	3	3.5
アンモニア	1	2	5	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	イソブタノール	0.9	4	20
硫化水素	0.02	0.06	0.2	酢酸エチル	3	7	20
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	メチルイソブチルケトン	1	3	6
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	トルエン	10	30	60
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	スチレン	0.4	0.8	2
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	キシレン	1	2	5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01
備考	数値はすべて100万分の1の値である。						

煙突等の気体排出口の規制基準(2号基準)

事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における敷地境界線の規制基準を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。	
$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$	q 流量(Nm ³ /h) He 次式によって補正された排出口の高さ(m) Cm 特定悪臭物質の濃度(百万分率) (次式によって補正された排出口の高さが五メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。)
排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする	
$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$ $Hm=(0.795\sqrt{(Q \cdot V)}) \div (1+(2.58 \div V))$ $Ht=2.01 \times 10-3 \cdot Q \cdot (T-288) \cdot \{2.30\log J+(1 \div J)-1\}$ $J=(1 \div \sqrt{(Q \cdot V)}) \times \{1460-296 \times (V \div (T-288))\}+1$	He 補正された排出口の高さ(m) Ho 排出口の実高さ(m) Q 温度十五度における排出ガスの流量(m ³ /sec) V 排出ガスの排出速度(m/sec) T 排出ガスの温度(K)
備考	
特定悪臭物質のメチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸は除く	

排水水の規制基準(3号基準)

事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における敷地境界線の規制基準を基礎として、環境省令で定める方法により、排水水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。			
$C_{Lm}=k \times C_m$	C_{Lm} 排水水中の濃度(mg/L) k 下の表特定悪臭物質の種類及び同表の掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに同表のに掲げる値(mg/L) C_m 特定悪臭物質の濃度(百万分率)		
特定悪臭物質	条件	k	規制基準
メチルメルカプタン	0.001m ³ /sec以下の場合	16	0.032
	0.001m ³ /sec以上0.1m ³ /sec以下の場合	3.4	0.0072
	0.1m ³ /sec以上の場合	0.71	0.0014
硫化水素	0.001m ³ /sec以下の場合	5.6	0.11
	0.001m ³ /sec以上0.1m ³ /sec以下の場合	1.2	0.024
	0.1m ³ /sec以上の場合	0.26	0.0052
硫化メチル	0.001m ³ /sec以下の場合	32	0.32
	0.001m ³ /sec以上0.1m ³ /sec以下の場合	6.9	0.069
	0.1m ³ /sec以上の場合	1.4	0.014
二硫化メチル	0.001m ³ /sec以下の場合	63	0.57
	0.001m ³ /sec以上0.1m ³ /sec以下の場合	14	0.13
	0.1m ³ /sec以上の場合	2.9	0.026
備考	特定悪臭物質のアンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。		